

用語の説明

有収水量

下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量。

元利償還金（資本費）

下水道施設を建設する際に借り入れた企業債の元利償還費と下水道債取扱諸費の合計額（企業会計方式を採っている場合、資本費は減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費が相当する）。

流域下水道事業

2以上の市町村からの下水を受け、処理するための下水道で、現在は大阪府が主体となっていて行っている事業である。流域下水道事業が管理、整備する施設は終末処理場と幹線管渠とがあり、それにかかる経費は大阪府一般会計繰出金、流域関連市町村からの負担金によって賄われている。

企業会計

従来 of 官庁会計方式による現金収支のみの管理ではなく、複式簿記のルールに従って事務を行う会計。これまでの現金収支のみの会計にはなかった資産の管理、減価償却等の考え方を導入する。

使用料単価

有収水量1立方メートルあたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。

計算方法：使用料収入÷年間有収水量

汚水処理費

下水道の管理に要する経費のうち汚水に係る維持管理費及び資本費の合計。

汚水処理原価

有収水量1立方メートルあたりの汚水処理費であり、汚水処理費の水準を示す。汚水処理費は、維持管理費と資本費に分けられる。

計算方法：汚水処理費÷年間有収水量

公営企業

地方公共団体の経営する企業。その経理は特定の歳入をもって特定の歳出に充てる必要があることから、特別会計を設けて事業を行う。

独立採算制

公営企業がその経費を事業経営に伴う収入で賄うこと。経費負担の公平性、企業経営の自主性の確保を目的とする。

資本費平準化債

下水道事業は先行投資により施設を整備するため、その負担をすべて使用者に求めると、下水道使用料を高くせざるをえず、後年の使用者から徴収すべきところを現在の使用者が負担することになり、世代間の公平性を欠くことになる。その対策として資本費（元金償還金）の一部を後年度に繰り延べるために発行する企業債のこと。

下水道使用料

公共下水道の維持管理費等を賄うため、公共下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する使用料。水量等に応じて徴収される。滞納使用料については、地方自治法の規定により、強制債権として、地方税の滞納処分の例により徴収することができる。

需要家費

使用料徴収に係る経費。下水道料金徴収事務委託料、人件費等。

固定費

下水道施設維持管理のために必要な経費から需要家費を控除したもの。汚水排出量の多寡に関係なく発生する費用。施設の維持管理に必要な委託料、手数料、負担金、人件費等。

変動費

汚水排出量に応じて必要となる経費。施設の修繕費、光熱水費、雑費の一部、人件費のうち時間外手当等。

基本使用料

使用水量の有無にかかわらず賦課される料金。

従量料金

使用水量の多寡に応じ、水量と単位水量あたりの価格により算定し、賦課される料金。

累進制

使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる料金体系のこと。

累進度

累進性を計るための指標。

計算方法：最大水量単価 ÷ 1 m³当たりの最小単価

{ 1 m³当たりの最小単価：(基本料+最小単価×第1段水量) ÷ 第1段水量 }